37	関税率表第51・06項に掲げる物品	紡毛糸（小売用のものを除く。）	249,466	43,215	千円	0.6	（中華人民共和国） 43,215千円
38	関税率表第51・07項に掲げる物品	梳毛糸（小売用のものを除く。）	1,472,319	623,111	千円	0.6	平成22年５月18日 適用停止 中華人民共和国
39	関税率表第5111・11号の１、第5111・19号の１、第5111・20号の１、第5111・30号の１、第5111・90号の１、第5112・11号の１、第5112・19号の１、第5112・20号の１、第5112・30号の１又は第5112・90号の１に掲げる物品	紡毛織物及び梳毛織物（絹の重量が全重量の10％を超えるもの）	1,272	27,835	千円	0.6	平成22年５月18日 適用停止 全特恵受益国等
40	関税率表第51・11項又は第51・12項に掲げる物品（第39項に掲げるものを除く。）	紡毛織物及び梳毛織物（第39項のものを除く。）	3,935,486	1,089,401	千円	0.6	平成22年６月16日 適用停止 中華人民共和国
41	関税率表第52・04項、第5205・11号の１、第5205・12号の１、第5205・13号の１、第5205・14号の１、第5205・15号の１、第5205・21号の１、第5205・22号の１、第5205・23号の１、第5205・24号の１、第5205・26号の１、第5205・27号の１、第5205・28号の１、第5205・31号の１、第5205・32号の１、第5205・33号の１、第5205・34号の１、第5205・35号の１、第5205・41号の１、第5205・42号の１、第5205・43号の１、第5205・44号の１、第5205・46号の１、第5205・47号の１、第5205・48号の１、第5206・11号の１、第5206・12号の１、第5206・13号の１、第5206・14号の１、第5206・15号の１、第5206・21号の１、第5206・22号の１、第5206・23号の１、第5206・24号の１、第5206・25号の１、第5206・31号の１、第5206・32号の１、第5206・33号の１、第5206・34号の１、第5206・35号の１、第5206・41号の１、第5206・42号の１、第5206・43号の１、第5206・44号の１、第5206・45号の１、第5207・10号の１若しくは２の⑴、第5207・90号の１若しくは２の⑴、第5802・11号、第5802・19号又は第5803・00号の１に掲げる物品	綿糸（合成繊維等の重量が全重量の10％を超えるもの）等	291,852	200,887	千円	0.6	平成22年５月18日 適用停止 中華人民共和国
42	関税率表第53・09項又は第5311・00号の１に掲げる物品 関税率表第5308・90号の２に掲げる物品のうち ラミー糸	亜麻糸、ラミー糸及びこれらの織物	537,964	210,877	千円	0.2	平成22年５月18日 適用停止 中華人民共和国
43	関税率表第5402・20号の２の⑴、第5402・33号の２の⑴、第5402・46号の２の⑴、第5402・47号の２の⑴、第5402・52号の２の⑴又は第5402・62号の２の⑴に掲げる物品 関税率表第5402・44号の２の⑵に掲げる物品のうち ポリエステルのもの	ポリエステルの長繊維の糸（絹の重量が全重量の10％を超えるもの以外のもの）	943,917	340,400	千円	0.6	平成22年５月18日 適用停止 中華人民共和国
44	関税率表第54・07項、第54・08項又は第5811・00号の２の⑴若しくは⑶に掲げる物品	合成繊維の長繊維の糸の織物	1,578,942	496,484	千円	0.8	平成22年６月16日 適用停止 中華人民共和国
45	関税率表第54類に掲げる物品（第43項及び第44項に掲げるものを除く。） 関税率表第5604・90号の１の⑵のＢ又は３に掲げる物品	人造繊維の長繊維の糸及び織物（第43項及び第44項のものを除く。）	2,315,086	559,933	千円	0.2	平成22年６月16日 適用停止 中華人民共和国
46	関税率表第55・12項から第55・16項まで又は第5801・31号の２に掲げる物品	合成繊維の短繊維の織物	1,730,714	419,289	千円	0.8	平成22年６月16日 適用停止 中華人民共和国